

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和 6 年 6 月 1 8 日

○出席委員

委員長	南川則之	副委員長	山本欽久
委員	世古雅人	委員	瀬崎伸一
委員	濱口正久	委員	山本哲也
委員	戸上健	委員	木下順一
委員	坂倉広子	委員	尾崎幹
委員	世古安秀		

議長 河村 孝

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入 （全部）

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、辻川補佐、中村係長

歳出

- ・立花副市長
- ・中村企画財政課長、斎藤副参事、村田補佐、小崎副室長
- ・勢力総務課長、佐々木副参事、山下補佐、岡田室長、山本補佐
- ・中井市民課長、横田補佐、片岡補佐
- ・榎健康福祉課長、北村副参事、田畑副参事、宮本補佐、田畑補佐、中村補佐、大矢室長、杉本副室長、河村係長、小阪係長
- ・上村環境課長、中井補佐、今井係長
- ・吉川農林水産課長、舟橋補佐、谷係長
- ・小竹教育長
- ・岡本教委総務課長
- ・小林学校教育課長、中村補佐
- ・奥村生涯学習課長、永野補佐、大田係長
- ・山本定期船課長

特別会計及び企業会計

- ・立花副市長

（国保）

- ・ 中井市民課長、横田補佐

(水道)

- ・ 寺本水道課長、河原補佐、吉崎係長

(下水道)

- ・ 寺本水道課長、河原補佐、奥村係長

○職務のために出席した事務局職員

事 務 局 長 岩 井 太

次 長 兼
議事総務係長

平 山 智 博

(午前10時00分 再開)

○南川則之委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから予算決算常任委員会を開会します。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

先日の議会の役選で、瀬崎副委員長が行政常任委員長に就任したことに伴い、新たに山本欽久委員が予算決算常任委員会副委員長に選任されました。副委員長と力を合わせ、委員会の円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さんのご協力をお願いします。

それでは、山本欽久新副委員長より一言挨拶をお願いします。

○山本欽久副委員長 皆さん、おはようございます。

副委員長をさせていただきます山本でございます。

本当に今まで座っていたところから、ここへ来るだけで非常に責任感というか緊張感が格段に違うなということを実感しております。1年前には、こんな重たい席に座らせていただくということは想像もしていませんでしたけれども、経緯はどうあれ、私個人的にもチャンスであると思ってこの席に座らせていただきます。委員長のサポートをしつつ、自分の仕事を全うしていきたいというふうに思っておりますので、今後もよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○南川則之委員長 副委員長、ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第1号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）、議案第2号、令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第3号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第4号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）の4件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業・取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。

質疑については関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように進行についてご協力ください。

なお、発言の際は、必ず委員長の許可を得た後に発言を行っていただくようご協力をお願いします。

執行部の皆様をお願いします。

毎回、当委員会を開催する際ご協力を求めています。最初の発言の際は挙手の上、委員長の許可を受け、所属、氏名を名のってから発言いただくようお願いします。

それでは、議案第1号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）について、補正予算の概要と歳入について執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 皆さん、おはようございます。副市長の立花でございます。今日はよろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ2億8,250万円を追加し、補正後の総額を129億6,550万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金は1億8,802万8,000円の増額、県支出金は627万円の増額、繰入金は4,661万2,000円の増額、諸収入は4,159万円の増額としてそれぞれ計上しております。

歳出予算につきましては、総務費は1,687万5,000円の増額、民生費は1億4,748万4,000円の増額、衛生費は1億486万9,000円の増額、農林水産業費は327万8,000円の増額、土木費は560万円の増額、教育費は439万4,000円の増額としてそれぞれ計上しております。

また、債務負担行為補正につきましては、市運動施設指定管理業務の期間と限度額を定め追加しております。

次に、議案第2号、令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ290万円を増額し、補正後の総額を27億5,290万円とするものです。

詳細につきましては、各所管課長から説明させていただきますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 おはようございます。企画財政課長、中村です。よろしくお願いします。

それでは、一般会計補正予算（第2号）の歳入についてご説明いたします。

補正予算書の8ページ、9ページをお願いします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金ですが、介護報酬改定に伴い、地域包括ケアシステムを改修するため、重層的支援体制整備事業交付金16万7,000円を増額します。

目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金については、ワクチン接種によって健康被害が生じた方に給付金を支給するため、新型コロナウイルスワクチン健康被害給付費負担金4,450万5,000円を増額します。

続いて、2項国庫補助金、目2民生費国庫補助金のうち、まず節1社会福祉費補助金ですが、物価高騰等に直面する低所得世帯を支援する各種給付金を支給するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,648万6,000円を増額します。

節2児童福祉費補助金では、児童手当拡充に伴い、児童手当システムの改修が必要となることから、子ども・子育て支援事業費補助金687万円を増額します。

次に、15款県支出金、2項県補助金でございます。目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金では、介護報酬改定に伴い、地域包括ケアシステムを改修するため、重層的支援体制整備事業交付金8万3,000円を増額します。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金では、太陽光発電設備等設置に係る県補助金が追加で採択されたため、太陽光発電設備等設置費補助金360万4,000円を増額します。

目4農林水産業費県補助金、節3水産業費補助金では、菅島漁港において改良工事を実施するため、漁港施設整備事業費補助金150万円を増額します。

続いて、3項委託金、目7教育費委託金、節1教育総務費委託金では、防災・減災教育を推進するため、学校安全総合支援事業委託金108万3,000円を増額します。

10ページ、11ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金でございます。目1財政調整基金繰入金ですが、一般財源の財源調整として財政調整基金繰入金3,679万1,000円を増額するものです。

目3ふるさと創生基金繰入金ですが、総務課の地震対策推進事業、健康福祉課の放課後児童健全育成事業、教育委員会のパリ2024オリパラ推進事業、定期船課の地域公通事業をそれぞれ実施するため、ふるさと創生基金繰入金982万1,000円を増額します。

次に、20款諸収入、4項雑入でございます。目1雑入、説明欄47では、コミュニティー活動に必要な備品整備に係る助成金の採択を受けたことから、590万円を増額します。説明欄48では、新型コロナウイルスワクチン接種について、個別接種の実施に必要な助成金3,569万円を増額します。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

概要と歳入についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。説明員入室次第、始めますのでよろしくお願いいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

初めに、総務費及び民生費のうち、市民課所管分について審査します。

2款総務費及び3款民生費のうち国民健康保険事業特別会計繰出金について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○勢力総務課長 皆さん、おはようございます。総務課、勢力です。よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうをさせていただきますので、一般会計補正予算等の概要のほう、4ページをご覧ください。

上段です。2款総務費で中事業名、研修です。これは、能登半島地震における石川県輪島市へのカウンターパート支援において、下記の派遣職員10名分の普通旅費を既決予算により対応したことから、不足する研修旅費を補正するもので、予算額は39万1,000円とさせていただいております。

以上です。

○南川則之委員長 防災危機管理担当副参事。

○佐々木副参事 防災危機管理担当、佐々木です。よろしくお願いいたします。

4 ページ下段、中事業名、地震対策推進事業欄をご覧ください。

令和6年度能登半島地震でも、個人で所有する井戸を活用した生活用水の確保の取組が行われていました。本市においても災害時の生活用水の確保のため、地域の方が所有する井戸を事前に協力してもらう災害時協力井戸登録制度を導入するために、その制度導入に要する費用を増額補正するものです。増額する主な経費といたしましては、登録ステッカーの作成費用として8万円、登録や水質検査の結果などを通知する郵送料としまして1万7,000円、水質検査料といたしまして176万円、合わせて185万7,000円を増額補正するものです。

以上、説明とさせていただきます。

○南川則之委員長 市民課長。

○中井市民課長 おはようございます、市民課、中井です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、概要の5ページ上段をご覧ください。

中事業名、一般コミュニティ事業におきまして、予算額590万円を計上しております。宝くじの収益を基にコミュニティの健全な発展等を目的として、一般財団法人自治総合センターが助成を行う事業の採択を受けましたことから、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に対して補助を行うための費用を補正いたします。内訳としましては、今年度は安楽島、若杉、みどりが丘の3町内会が採択を受けましたので、概要のとおりおのおの町内会に補助を行います。主な財源としましては、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ事業助成金として全額が雑入に歳入されますので、それを充当いたします。

以上です。

○南川則之委員長 地方創生企画経営担当副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。よろしくお願いいたします。

ページは、5ページ下段をご覧ください。

中事業名、地域おこし協力隊事業で414万6,000円でございます。新たに海女のブランド化による地域活性化等を担当する地域おこし協力隊及びふるさと納税を担当する地域おこし協力隊を配置するために必要な費用をお願いするものでございます。

続きまして、6ページ上段をご覧ください。

中事業名、移住相談支援事業72万円でございます。移住希望者の受入れ環境を整備するとともに、定住に向けた移住者への支援を目的に設置する定住支援員について、取り組む地域の拡大を図るため、新たに4地区に配置する費用をお願いするものです。

以上、企画財政課の説明となります。

○南川則之委員長 定期船課長。

○山本定期船課長 定期船課、山本です。よろしくお願いします。

中事業名が地域交通事業です。6ページの下段になります。予算額386万1,000円になります。今回の内容としましては、県が管理するマリントーミナルのところのバス停留所整備用地について、令和5年度末に、この6年3月に県の測量等をやってもらいまして確定してきました。その都合で、当初の予定より広い区画がバス停留所の用地として使用可能となったことから、利用者の利便性の向上を図るため大きなバス停留

所を整備するに当たり、令和6年度当初予算で231万円要求をさせていただいておりましたが、サイズを大きくするというので、今回386万1,000円の増額をお願いするものです。

資料を出させていただいております。写真になりますが、まず、ターミナルの前、全景です。今回の予算で整備をさせようと、イメージですけれども、このような形のバス停を整備したいということで増額をさせてもらっております。

資料の2枚目になりますと、その細かな状況を写真を使って表現させてもらっています。今回、県のほうで使用許可の出る用地としましては、幅が約8メートル、奥行きが2メートル30くらいの用地になりますので、そこへはまるバス停の上屋を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

○南川則之委員長 市民課長。

○中井市民課長 続きまして、民生費となります。概要の7ページ上段をお願いいたします。

中事業国民健康保険事業特別会計繰出金では、予算額290万円を計上しております。法改正に伴う健康保険証とマイナンバーカードの一体化などのシステム改修に係る費用について、特別会計への繰出金を補正するものでございます。

内容の詳細につきましては、特別会計にて説明をさせていただきます。

以上、総務費及び民生費の市民課所管分の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 担当の課の説明は終わりました。

2款総務費及び民生費のうち国民健康保険事業特別会計繰出金について、ご質疑はございませんか。4ページから7ページ上段までということです。全体で質疑をお願いします。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、4ページの下段の地震対策推進事業なんですけれども、これは能登半島地震で派遣されて、そこで見てきたことだと思うんですけれども、飲用以外の生活用水を確保する取組が行われてきたということで、これ生活用水を確保するために井戸の水質検査に係る費用を登録するという事なんですけれども、イメージとしては、生活用水は主にどんなものを、飲料以外なんでしょうか。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 防災危機管理担当の佐々木です。よろしくお願いします。

生活用水、トイレの水であつたり洗濯の水であつたり、飲用以外に生活で使っていただく用水を想定しております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると飲用以外で水質検査をやつてということだと思うんですけれども、ある程度基準値というのは、大体設定されているんでしょうか。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 今回予定しているのは、簡易検査の11項目を予定しております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 水質のところなんですけれども、募集方法が一つと、それから、これは毎年継続してやっていくのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 井戸につきましては個人の財産となりますので、申請自体は所有者の方からの申請という形になりますが、災害時に所有者だけが対応していると負担になると思いますので、申請段階から運用についてまで、町内会や自治会、自主防災会と一緒に、その管理を進めていくような仕組みを担当としては考えております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、この200件分というのは大体地区を分散して、全体で広く調整ができるような形で考えているのかどうなのか。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 個人の井戸につきましては、水質検査の義務というのがないので、鳥羽市内でどれだけあるのか、今ちょっと分からない状態であります。地域の方とちょっとお話をしていく中で、この地区にはこれだけあるというのをちょっとお話はいただいているんですが、200件の予算なんですが、それ以上ある可能性もあります。そういった把握も含めて、広く募集はかけていきたいなと思っております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

これ災害時のときにいい取組だと思うんです。離島であると断水のときとかたまにあって、そういうときに共同で使ったりとかしているんですけれども、水質検査までというのはなかなかなくて、それを地域と一緒にやっていくという取組はすごくいいと思いますので、これしっかりと地区が偏りのないように、きちんと協議していただければと思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。地震対策推進事業で関連は。

木下委員。

○木下順一委員 早速、さっきもありましたけれども、能登半島地震の教訓をしっかりと制度にさせていただいてありがとうございます。関連で、その水質検査は、水質検査をしないと登録できないと、そういう条件になるのかな。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 申請時に全て水質検査をさせていただきます。生活用水なので、そこまで心配はないかなと思うんですが、ただ、先ほど説明させていただいたように、皆さんご自宅で使えるんだったら水質検査されていないものが多いと思いますので、広く自分以外の方に配水をするときにちゅうちょされるかと思うので、そういった不安のないように水質検査を必須とさせていただきます。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 さっき濱口委員からもあったんですけれども、この制度は、ずっと続けていく予定があるのか、それとも今回で、もう町内会と連携しながらばつと決めてしまうのか、そのあたりをちょっとお願いします。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 今、鳥羽市内にどれだけあるか分からない状態でありますので、そういう状況を踏まえて、募集をかけて予算におさまらなければ、またちょっとそういった継続も考えていきたいと思っております。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 心配するのは、ちょっと今回はやめておこうかな、後々、1年後、2年後にまた登録しようかなという人があったときに、水質検査が条件となるとやはり予算がいくてくると思うので、ちょっとまたそのあたりも考えながら、ぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 要望でよろしいですかね。

○木下順一委員 はい。

○南川則之委員長 関連はございますか。

世古安秀委員。

○世古安秀委員 井戸水を災害のときには使うということは、これはもう実際に能登半島に行ってきた視察、ちゃんと見てきたことによって、またこういうことの取組をするということは、これはすばらしいことだというふうに思います。ただ、ちょっと心配するのは、現在ある井戸の水をかい出すのに、電動のポンプでやっているとところもあるし、つるべか何かでくんでいるところもあるかと思うんですけども、将来的に電動ですと電気が止まった場合、それも動かないというふうな状況になりますので、伊勢市なんかは、こういうふうにガッチャンポンプという手動のポンプを導入して、それに対しての補助もしたことがあるというふうに聞いておりますので、将来的にそういうふうなことも考えているのかどうか、その辺だけ確認をお願いします。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 現在は手動とか電動関係なく、災害時は電動の場合使えないケースもあります。登録をして、使える井戸を生活用水として災害時に配水を想定しております。例えば安全にくみ出せれば、バケツとロープがあつて、くみ出されれば、そういう形で地域の方であつたら、支援が必要なければ安全にくみ出せれば電動のポンプというのはこだわっておりませんので、今後、またそういったことがあれば検討はさせていただき、今のところは使える井戸を災害時には使うというようなスキームで考えております。

○南川則之委員長 世古安秀委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。

今後先々、そういうふうに電気が切れたときでも井戸の水を、浅いところの部分はいいいんですけれども、やはり深くなるとなかなかくみ出すのに、利用するのに水がくみ出せないというふうなこともありますので、そういう前例もちょっと調べて、またそういうふうな方法も検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 ほかに関連は。

戸上委員。

○戸上 健委員 水質検査を飲用以外に限定する理由は何でしょうか。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 水質検査で、例えば水道法の51項目をしたとしても、災害時は地質が変わって飲めない可能性がありますので、生活用水として限定することを想定しております。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 災害時、一番必要なのは飲用できる水だというふうに思います。せっかく水質検査するのであれば、その井戸の水が飲用に適するかどうかということをまず優先して、僕は検査すべきではないかというふうに思うんです。生活用水に使うというのであれば、例えば洗濯とかトイレの水洗用に流すとか、それはあまり水質検査を、果たしてそれはする必要があるんだろうか。見た目で、もうそれは流せる水、洗濯用に要する水というので分かるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○南川則之委員長 佐々木副参事。

○佐々木副参事 先ほど深い井戸とか浅い井戸があるということで、浅い井戸の場合は、例えば細菌だったり大腸菌が検出される場合も現にあると聞かせていただきますので、生活用水であっても、そういったものが検出されていないかどうかを、安心して使っていくために11項目なんですけど、検査をするという形を考えております。

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 分かりました。

○木下順一委員 委員長、ちょっと関連で言い忘れておった。

○南川則之委員長 はい、どうぞ。

○木下順一委員 市内に防火水槽が93か所あるのはご存じのことやと思うし、貯水槽も離島のほうでもつくっていただいておりますけれども、飲料水兼用の防火水槽が2基あるんですわ。それは飲料水にも使えるという防火水槽ですので、できたら消防とまたその辺、使い方なんかも、火事があるときのための防火水槽やと思うんですけど、飲料水兼用になっている防火水槽があるので、そのあたりもまた、ある町内会があるので、その辺も含めて一緒に調査していただけたらと思います。

以上です。

○南川則之委員長 要望でよろしいですか。

○木下順一委員 はい。

○南川則之委員長 ほかに関連はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 その他のところでもよろしいので、7ページの上段まで。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 地域交通事業。

○南川則之委員長 何ページですか。

○尾崎 幹委員 6ページの下段です。この図面でいくと、下上が開いていますか。どうなっておるのかなと。ただ、ここはやはり風が強い。北風にしろ南風にしろ、やはりこれだけ開いておると、雨しのぎの場所かなというのがちょっと、下だけ開けるとか、上はかなり、この中に入っても台風もしくは、風があればこの中も傘を差していなければいかんのかなというような見方をしてしまうんですけども、どうですか。これ下全部開い

ておるのか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 この絵の中でも上も開いていますし、下も開いています。それは、どれだけでも狭めたいとは思いますが、どうしてもあの場所ですので、大体こういうものの風圧等の決めは、風速34メートル、また36メートルというのが規格の中であります。その規格の中の最高のものになるんですが、どうしてもあの場所ですので心配なところもありまして、なかなかそこを詰めてくれという要望は出せないような形で、尾崎委員言われるように、しけのときは、中でも傘が必要なというぐらいのしけ込みになると思いますし、実際には、ここは元々の上屋のところを通路、どれだけでも濡れないように、ターミナルの中の待合所からは来られる場所になっていますので、そんな状況の中で適地かなと思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員 ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○尾崎 幹委員 はい。

○南川則之委員長 関連で、坂倉委員、どうぞ。

○坂倉広子委員 この図面を見させていただいて確認したいんですけれども、椅子はあるのでしょうか。このオレンジのが椅子なのかがちょっと、すみません、確認させてください。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 今、絵の中にこのオレンジのが椅子で、今のところ3基つける予定でおります。雨がしけ込んで、なかなか濡れておりますと座るといふ荒天のときにはないんですけれども、晴れておるときとかは使えらると思っておりますので、座っていただけるようには設計しております。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連で濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと確認をまずさせてほしいんですけれども、2ページ目のバス停留所の5番のところで設置場所なんですけれども、これ2メートル35ですね。2メートルとなってくると、この今石垣のところにおさまるのでしょうか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 このサイズの仕様をちょっと見ていただきますと、海側の看板のあるところまでを入れますと2,350になっておるんですけれども、そこを入れないと1,850になりますので、奥行きがイメージしておるより狭いかなとは思いますが、そこが、建築確認も含めた建てられる敷地としていっぱいのところやと思っております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ聞いたのは、ご存じだと思いますけれども、こちら側というのは風を思い切り受けて、雨風が入ってくところなので、心配しているのは中へ、浅いとかかなり濡れてしまうのではないかなというのがあって、ちょっとお聞きしたんです。

これ、ここに設置するに当たって、今回、反対側にバスの停留所がありますけれども、こっちへ移してほしいという要望というのはあったのでしょうか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 要望につきましては、このダイヤ新船、この9月1日の就航を今予定で進めておりますが、今年度も含めて、5年度、4年度と各地域を回らせてもらいましたが、近くにバス停をしてほしいという要望はありました。交通会議、また審議会等でも地域の代表の方からも意見はありましたし、説明会に行ったときに、ここの島民の方からも要望を受けております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、今にこの建設に至った理由というのは、中之郷路線廃止と、ここのバスの乗り方で、こちら近いところにバス停を置いてほしいという要望があつて、今になったということなんのでしょうか。

○南川則之委員長 山本課長。

○山本定期船課長 要望もありますし、こちらのほうでも、そうさせてもらったほうが便利になるかなということで進めさせてもらっております。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 なければ、ほかのところでも結構です。7ページの上段まで。

戸上委員。ページ数を言ってください。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

5ページ下段、地域おこし協力隊事業の新規のふるさと納税、これはどういう位置づけでしょうか。ふるさと納税の地域おこし協力隊を1人、募るということですね。どういう位置づけかということなんです。というのは、ふるさと納税の業務については観光協会でしたか、委託をして、市としてはほとんどタッチしてこなかったというふうに思います。今回、事務的なことをほぼ全面的に委託してきたというふうに思います。それはちゃんと指導力を発揮しているということは言えるんですけども、今回、そういう業務に携わる人を1人配置するということは、どういうふうなスタンスになったのかと。そういう委託から市の業務に変えていく一つのステップなのか、その位置づけを知りたいんです。そのふるさと納税担当の地域おこし協力隊は、観光協会というか委託先とそこへ行って、業務と一緒にやるようにするのか、それとも市独自のイニシアを發揮してやるのか、そういうイメージ図を知りたいんです。

○南川則之委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 観光協会さんのところで一緒に働いていただくということは想定されていません。観光協会さんにやっていただきたい事業の中には含まれない事業をしていただくというふうに考えております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 観光協会の中に地域おこし協力隊で募集した方を派遣して、一緒に業務をしてもらうということですか。

○南川則之委員長 斎藤副参事、もっとしっかりと説明をお願いします。

斎藤副参事。

○斎藤副参事 まず、観光協会さんには今回のふるさと納税の事業の中の一部をお願いしているという部分になります。あくまでも一部お願いしているので、市の職員として今までやっていること、それから今回、地域おこし協力隊でお願いする分に関しては、まだそこで抜けている部分やマーケティングとか、専門的な知識がある部分が必要になってきているというふうに感じていますので、そういった部分を担っていただくために今回お願いしているものです。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、ごめん、ちょっと僕も耳が悪いもので聞きづらくて申し訳ないと思います。四日市市がふるさと納税のプロフェッショナルを募集して、そしてやっているということもありますし、各自治体はこれに力を入れています。ですので、企画財政課の中に地域おこし協力隊のふるさと納税を担当する隊員を1人配置して、その人がイニシアを持ってやっていくという理解でよろしいのでしょうか。

○南川則之委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 今まで行政でできていない部分、できづらい部分というのを担っていただきたいというふうには思っておりますし、観光協会のほうに委託している事業の中にも入っていないようなところを、今回埋めただけのような人材というふうに思っております。

以上です。

○戸上 健委員 分かりました。了解です。

○南川則之委員長 戸上委員、ちょっと補足ということで中村課長、お願いします。

どうぞ。

○中村企画財政課長 これ年度途中の補正ということで、ちょっと変則かなというふうには思っております。この前段、ここへ行き着くまでの話なんですけれども、戸上委員から、決算委員会であったと思いますけれども、去年の決算委員会のときに10億円以下で喜んでおると、もうそんなレベルと違うよ、ほかはもう100億円レベルで集めておるんやというふうな、大変厳しい活を入れられた記憶がございます。それからこの当初予算、3月にも同じ9億円の予算を上げさせてもらいました。そのときにも、去年も今年も9億円で愕然としたというふうにおっしゃられておりました。次年度以降、しっかり取り組んでほしいというふうなご意見をいただきました。

次年度まで待つておるといのもなかなか、何も手を打たないというのはいけませんので、企画の移住・定住係と、それからふるさと納税担当の企画経営室でいろいろ協議をする中で、たまたまなまかまちの地域おこし協力隊が6月で終わりですので、そこからの予算は、地域おこし協力隊としての予算はある、動けることはできるなという中で、地域おこし協力隊を私ら行政の職員が持っていないスキルで応援してくれる人がいないかなということで募集をさせていただきました。

その募集をした中で、鳥羽市に移住をしたいというオーストラリアからご夫婦で移住体験をしにきてくれた方がいます。この方が今回の担当になるんですけれども、クリストフナオコさんという方で、オーストラリアのパースに在住をしておりました。この方が、オーストラリアでは三井住友銀行パース出張所の秘書をやって

おられまして、ご主人と一緒に鳥羽に移住体験で来ていただきまして、鳥羽をすごく気に入っていただきました。ダイヤモンドプリンセスの案内役とかいろいろなことに関わっていただいております中で、この募集に対して手を挙げていただいたと。もうすごくいいタイミングで手を挙げていただいたので、これは、企画としてはぜひお願いをしたいかなということで面接させていただいて、採用ということになりました。

ここはちょっと、当初はこんな説明はありませんでしたので、そこは申し訳ないところはあるんですけども、もう一刻も早く取り組みたいという一環でございます。ご理解いただきたいと思います。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これはもう大いに期待できます。期待します。

一般質問でも言いましたけれども、明和町の例を紹介しました。そこは地域おこし協力隊を4人、このふるさと納税に配置して、開発公社担当なんだけれども、それですばらしい成果を上げておりました。ですもんで、決算委員会でも課長、紹介したように僕はずっと言ってきましたもので、今回封を切ってもらって、これは大いに力を発揮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

関連で、世古雅人委員、どうぞ。

○世古雅人委員 今、企画財政課長の詳細な説明の中で、そのふるさと納税の担当者が、これ事前に予算があつて動いたのか、そのことをちょっと聞きたいんですけども。

○南川則之委員長 中村課長。

○中村企画財政課長 地域おこし協力隊の予算としては、企画財政課で持っておりまして、その当初で認めていただいた地域おこし協力隊の予算としましては、なかまちの地域おこし協力隊が年度末まで務めていただくという段階の予算でありまして、この新たにふるさと納税担当の地域おこし協力隊を求めるというふうな予算立てはしてございませんでした。これは相差のほうも同じくです。相差のほうはこの補正を認めていただいて7月スタートということになりますけれども、このふるさと納税に関しては、そこはふるさと納税担当の地域おこし協力隊としての予算はございませんでした。

ですので、このタイミングで私も正副議長のほうにこういう取組をさせていただきたいという話をさせていただこうかなと思ったんですけども、これ裏話みたいになってしまいますけれども、この予算が、なかまちの予算は6月末で切れて、それ以降は地域おこし協力隊としての予算はありますので、そこを流用するというか、それを運用するという形で、問題ないというふうな格好で議会事務局からも返事をいただきましたので、まずは、ここは正規のルールでいきますと、ちょっと申し訳ないところはあるんですけども、もう直ちに取り組みたいということで、先に募集をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 理解しました。これ、予算がないのに動いたら、これはもちろん分かっておると思うので確認したんですけども、既存の予算の中であって、その協力隊の内容について変わるということで、ふるさと納税に充てたいということで今回上がってきたということですね。理解しました。ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○世古雅人委員 はい。

○南川則之委員長 斎藤副参事、最初の説明で全てを網羅したような説明をしていただけると、こういう議論にならなかったと思いますので、また、皆さんも説明のときはしっかりと説明いただくようにということで、よろしくお願いします。

関連で、山本哲也委員。

○山本哲也委員 先ほどの説明で具体的なところの取組内容のところ、役所でできなかったことや足りなかったことをしてもらおうというような内容やったと思うんですけども、そういうのは具体的にどういう仕事になるのか、一部マーケティングの仕事という言葉は出てきていましたけれども、協会さんでできない仕事であったりとか、役所ができない仕事、行政で足りない仕事をやってもらおうという、具体的に、じゃそれが一体どういう仕事、どういう役割をこの方に担わせるのかということを、もうちょっと教えていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○南川則之委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 先ほどもマーケティングというふうな言い方をさせていただきましたが、マーケティングは多分幅広なところでターゲティングとか市場調査とか、そういったところになってくるかなと思っています。それから、新たな視点で今の返礼品をさらにブラッシュアップしていただくとかというところを主に考えております。

以上です。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 はい、ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連はございますか。

世古雅人委員。

○世古雅人委員 新たに地域協力隊を雇用するんですけども、目標とかそういったところはなかなか難しいと思うんですよ、相手があることですので。これぐらいの目標を持ってというのは、担当課としてはありますでしょうか。

○南川則之委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 すみません、この事業で、例えば数字的にふるさと納税を幾ら増やしたいとかという目標は今のところ置いていない状態です。ちょっと初めて試させていただくことでもありますので、どれぐらいの上振れがあるかというのは、ちょっと未知のところかなというふうには思っております。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 なかなか結果というのは先に出すとかないと思うんです。難しいなと思うんですけども、意気込みとか目標はこれぐらいだなというのはあってもいいのかなと思ったので聞かせてもらいました。

以上です。ありがとうございます。

○南川則之委員長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 課長、先ほど議長、副議長にこういう内容というんですか、報告を先にしておけばよかったということを言われたと思うんですけれども、予算委員会ですので、予算のことはあれですけれども、こういったイレギュラーというか、そういうことは議会議長に報告いただいて、それからまた私のほうへ来るような形が速やかなことになるかなという、質問せんと分からないようなことはちょっとあれですので、ぜひ議長のほうへいろいろな報告というんですか、してほしいなと思いますので、私から要望しておきます。

戸上委員、どうぞ。ページ数言ってください。

○戸上 健委員 7ページ、上段の健康保険証とマイナンバーカードの一体化のシステム改修について、290万円の支出についてお尋ねします。

これ委員長、ここでよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 よろしいです。中身は特会のほうでということですので、内容は特会で。

○戸上 健委員 内容については所管で。分かりました。

○南川則之委員長 よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。10分間休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、3款民生費について担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長の榎です。よろしくお願いします。

補正予算の概要の7ページの下段のほうからお願いいたします。

中事業名、包括的支援事業・任意事業につきまして、予算額43万6,000円を計上しております。令和6年6月サービス分から適用される介護報酬改定に伴い、地域包括ケアシステムの改修のための費用を計上しております。主な経費は電算委託料で、財源としましては重層的支援体制整備事業交付金を国16万7,000円、県8万3,000円充当する予定です。市の費用としては18万6,000円になります。

続きまして、補正予算の概要の8ページの上段をご覧ください。

まず、提出させていただいております資料の1のほうをよろしくお願いします。

前年度の1月26日議会の補正予算(第8号)の予算説明のときにも、令和6年度の見込みを少しお話しさせていただきましたけれども、今回、そのときお話しした給付金給付事業を4事業計上させていただいております。

資料のほうを見ながらご説明申し上げます。1つ目は、概要の8ページの上段の中事業名、住民税均等割世帯支援給付金給付事業で、予算額1,001万1,000円を計上しております。資料のほうでは、1ページ目の下の表、(1)で令和6年度住民税非課税世帯等支援給付金、住民税均等割のみ世帯支援給付金、子ども加

算というような表題の表になっております。①、②、③と振ってありますけれども、これの①のところが今回この8ページの上段の内容になります。物価高騰に直面する低所得世帯を支援することを目的に、住民税均等割世帯支援給付金を給付するための費用を補正するものでございます。

給付金給付対象は、令和6年度で新たに住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯10万円を給付するものです。対象となる世帯は100世帯を想定しております。令和5年度で給付対象となり給付された世帯は今回は対象外で、新たに令和6年度で対象となった世帯への給付となっています。

次に2つ目なんですけれども、2つ目は予算概要のほうの同ページ下段の中事業名、低所得子育て世帯支援給付金給付事業で、予算額250万6,000円を計上しております。資料では、1ページ目の下段の表の③番の事業になります。住民税均等割のみ課税世帯、それと住民税非課税世帯への子ども加算を給付するための費用となっております。給付額、給付対象は、令和6年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみが課税されている世帯を対象に、その世帯に属する18歳以下の子ども1人当たり5万円を給付するものです。対象となる人数は、50人を想定しております。

次に、予算の概要のほうの9ページの上段をお願いいたします。

中事業名の住民税非課税世帯支援給付金給付事業で、予算額3,503万9,000円を計上しております。資料では、1ページ目の下の表の②番の事業になります。物価高騰などに直面する低所得世帯を支援することを目的に、住民税非課税世帯支援給付金を給付するための費用を補正するものです。

給付額、給付対象は、令和6年度で住民税均等割非課税世帯を対象に、課税世帯1世帯当たり10万円を給付するものでございます。対象となる世帯は350世帯を想定しております。こちらも令和5年度で給付対象となり給付された世帯は対象外で、新たに令和6年度で対象となった世帯への給付となっております。

①番と②番の給付金は、令和5年度に実施した内容と同じ内容で、対象者を令和6年度に変えているところです。③番の子ども加算は、①番、②番の給付金を給付する世帯に18歳以下の子どもがいる場合は加算される内容となっております。

次に、概要の9ページの下段のほうの中事業名、定額減税調整給付金給付事業です。こちらが4つ目のほうになります。予算額は8,893万円を計上しております。提出しました資料では、2ページ目の上半分のところの(2)の令和6年度定額減税調整給付金給付事業の表をご覧ください。

この給付事業は定額減税の対象でありながら、減税しきれないと見込まれる方を対象に定額減税調整給付金を給付するものです。給付額、給付対象は、所得税が3万円、個人住民税所得割分が1万円の定額減税がしきれないと見込まれる方に対し、その差額を調整した上で給付する給付金になります。交付対象者数は、令和4年度の所得の状況から、予算上4,000人を想定して計上させていただいております。これら4つの給付事業の財源としましては、全額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（予備費分）を予定しております。

給付スケジュールは、提出資料の2ページ目の下半分の(3)の給付までのスケジュールをご覧ください。

①、②、③の低所得者支援分の給付スケジュールは、7月の中旬頃から対象者に確認書を発送し、受付を開始します。8月中旬から給付開始を予定しております。申請期限を10月末、給付完了は11月末を予定しております。

それと定額減税の調整交付金、④の事業のスケジュールにつきましては、8月中旬頃から対象者に確認書を

発送し、受付を開始します。9月中旬から給付開始を予定しております。申請期限は、同じく10月末、給付完了は11月末を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○南川則之委員長 子育て支援担当副参事。

○北村副参事 子育て支援担当副参事の北村です。よろしくお願いします。

続きまして、補正予算等の概要の10ページ上段をお願いします。

放課後児童健全育成事業として79万2,000円を計上しております。放課後児童クラブ、エンゼル・クラブのエアコン1台が不調のため、取り換える費用を補正するものです。主な経費は、備品購入費79万2,000円となります。

続きまして、同ページ下段、児童手当事業として687万円を計上しております。こども未来戦略に基づき、児童手当の抜本的拡充が令和6年10月から実施されることに伴い、法改正に対応した児童手当システム改修に必要な費用を補正するものです。主な経費は、電算委託料687万円となります。

なお、児童手当の拡充に伴う扶助費の補正予算につきましては、改めて提案させていただく予定でありますので、よろしくお願いします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

3款民生費について、ご質疑はございませんか。7ページの下段から10ページの下段までです。民生費についてご質疑はございませんか。

戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 提出された資料、これは非常によく分かります。感心しました。

それで確認ですけれども、資料3ページで、8から11までがこの議案に関わる説明だというふうに考えてよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 榎課長。

○榎健康福祉課長 はい、そのとおりでございます。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 1から7までは既に終わっているということです。そこでお伺いしますけれども、9ページ下段の定額減税調整給付金給付事業8,893万円についてお尋ねします。

これ今回、税務課と健康福祉課、担当課というのは、もう膨大な業務量になったのではないかというふうに思います。減税と給付が一体化されて、もう訳が分からんような状況です。所得税と住民税、この仕組みが非常に複雑です。初日の日に聞いたら、健康福祉課は宮本さんを中心に非常に優秀なので、そんなに業務量が、もう徹夜せんなんらんとということでもなかったというふうに聞きますけれども、あなた方今回、こういう国の非常に膨大で複雑な状況で、担当課としてはこういうふうに業務で苦労したというのを、一つ最初に紹介してください。

○南川則之委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 健康福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

戸上委員おっしゃられたように、今回の調整給付金分につきましては我々も初めてやる業務ですので、まず

は実態を把握するところからすごく大変だったなというふうには感じています。ただ、実際給付が始まるのはこれからになりますので、これからの問合せ対応にもしっかり対応できるように、今、係員全体で勉強会もしながら実施しておるところですので、まだこれから大変になってくる時期なのかなというふうに思っているところでは。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それでは具体的にお聞きます。

僕も公的年金受給者なんだけれども、公的年金受給者については、既に通知書が来ておる。僕らも来ております。この定額減税が該当する場合、年金生活者にはいつから該当しますでしょうか。

○南川則之委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 国の通知を見ておりますと、年金受給者の方につきましては、定額減税の給付分につきましては令和7年度、来年度の支給というふうに書いてあったように思います。すみません、もしかしたら私の勘違いのところもあるかも分かりません。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 別のデータによると、公的年金等の所得に係る特別徴収で、定額減税は10月から行うことになりますというふうに言っていますけれども、これは全国的なレベルで、鳥羽の場合は年明けという理解でよろしいのでしょうか。

○南川則之委員長 宮本課長補佐。

○宮本課長補佐 すみません、失礼します。

定額減税、減税分につきましては税務課のほうでやっていただく形になりますので、そのスケジュールになるかと思います。ただ、私どもでさせていただく給付の分につきましては、令和7年度に給付を改めてさせていただく形になると思います。

○戸上 健委員 了解です。

○南川則之委員長 戸上委員、よろしいですか。

○戸上 健委員 はい、結構です。

○南川則之委員長 関連で、定額減税調整給付金給付事業のところに関連はございますか。

なければ、戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 2点目、10ページ、下段の児童手当事業についてお尋ねします。

児童手当の抜本的拡充がこの10月から実施されるという説明です。どういう内容でしょうか。

○南川則之委員長 北村副参事。

○北村副参事 この制度そのものは、また9月議会のときに扶助費を予算提出させていただくときに詳細を説明させていただきますが、概要だけ申し上げますと、現行、児童手当のほうが中学生までに最大1万5,000円、年齢によっては1万円を支給しているものが、拡充案ということで、第3子以降の多子世帯に関しては3万円まで増額されるということと、それから、支給は中学生までだったものが高校生まで支給対象になる、それからあと所得制限も今まではあったんですけども、今後は全廃されるということで、そういったものが大きく制度としては変わります。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 了解です。

○南川則之委員長 関連はございますか。よろしいですか。

なければ、ほかのところでも10ページの下段までということで、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、続いて、4款衛生費のうち健康福祉課所管分について、担当課の説明を求めます。

地域医療担当副参事。

○田畑副参事 健康福祉課地域医療担当副参事、田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは、衛生費の説明をさせていただきます。

補正予算の概要の11ページ上段をご覧ください。

中事業名、予防接種事業で1億126万5,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、予防接種法における位置づけが臨時接種からB類疾病の定期接種に変更になったことに伴い、各医療機関での個別接種の実施に必要な費用を補正いたします。

本事業について、別に資料2を提出しておりますので、これを活用して説明をさせていただきたいと思います。

3月に南川委員長から一般質問でお尋ねいただいた項目と一部重なりますが、市民の皆さんからもお尋ねのある項目かと思いますので、少しお時間をいただいて制度を説明させていただきたいと思います。

資料1ページをご覧ください。

これまでとの違いについて表にまとめております。中央の列が令和5年秋開始接種の臨時接種、右側に令和6年度からの定期接種について記載しております。

まず、対象者と時期についてですが、令和5年秋開始接種では、9月20日から3月31日までの間に生後6か月以上の全ての方が1回接種できるという形となっておりましたが、今年度からの定期接種では、インフルエンザワクチンと同じく65歳以上の方、または60歳から64歳で重症化リスクの高い方を対象として、毎年、秋冬に1回、接種機会を設ける形になります。感染症法上でも、令和5年の5月8日から、新型コロナウイルス感染症は2類から5類に変更となりましたが、予防接種法においても、B類疾病の定期接種となり、蔓延予防上、緊急の必要性があると認められた時期に行う臨時接種と比べて重みにかなり差があり、公的な接種勧奨や本人の接種努力義務も規定されておられません。

接種体制についても、今年度の定期接種からは鳥羽市内でも集団接種会場を設けるのではなく、インフルエンザと同様に個別医療機関において接種を受けていただく形になります。

接種費用については、臨時接種においては全額国費負担でしたが、B類疾病の定期接種については、後でまた詳しくご説明いたしますが、一部自己負担をいただく形で進めてまいります。また、定期接種に該当しない方は任意接種となり、全額自己負担となります。

一番下に健康被害の救済制度についてまとめておりますが、接種による健康被害が生じた場合の救済制度についても、各区分で給付の内容がかなり異なりますので、接種に当たっては、ご自身でよく検討いただき、ご

判断いただきたいと思っております。

続いて、2ページ目をお願いいたします。

接種費用の目安についてご説明をいたします。接種費用は、薬剤代、ワクチン代と診療報酬に当たる手技料で積算されますけれども、薬剤については、これまでデルタ株であったりオミクロン株であったり、その時々
の流行株に応じた対応がなされてきましたけれども、去る5月29日に厚労省におきまして、今年度の秋冬の
定期接種で使用する株はJN.1系統と決定しました。これを受けて、これから各メーカーにおいてワクチン
が製造されていくことになります。薬事申請を経て、今後市場流通していくことになり、輸送コストなどの地
域の事情を踏まえて薬剤代が決まってまいります。このため接種費用は全国一律ではなく、今後、地域の医師
会等と調整しながら決定していくこととなりますが、一旦予算化の段階では、国の見通し額を使って説明させ
ていただきたいと思っております。

昨年12月の自治体説明会がございまして、そのときに国から薬剤代と手技料を合わせて大体接種費用は
7,000円程度になるのではないかという見通しが、その時点ではありました。しかし、その後、ワクチン
メーカーへの聞き取りにより、薬剤代の目安の確認が行われた結果、当初の予想を大きく上回り、令和6年
3月に再度開かれた説明会では、接種費用は全体で1人当たり1万5,300円程度になると説明を受けまし
た。制度上、定期接種については、困窮者を除き実費徴収が可能となっておりますが、昨年度までは無料で実
施できていたものが、今年は1万5,300円というのは、あまりに急激な変化であるため、3月の説明会で
は、当初見込んでいた7,000円との差額である8,300円を、令和6年度については基金管理団体を通じ
て国から市に助成を行うというような説明がありました。1万5,300円から8,300円を除くと、残り
7,000円になりますけれども、令和6年度は国からの助成により、このように半額以下にはなりましたが、
接種者から全額徴収となると7,000円ですので、毎年打っていく定期接種としては厳しい部分があるの
ではないかと考えております。

参考までに、高齢者のインフルエンザについても令和6年度は接種費用4,300円かかっておりますけれ
ども、1,500円自己負担いただいて、残り2,800円は市で負担しております。このため、このインフル
エンザの例を踏まえまして、資料の一番下を書いております点、ちょっと図でお示ししておりますが、新型コ
ロナウイルスワクチンについても、令和6年度については自己負担を2,100円払っていただくと。市は、
一般財源4,900円と先ほど申しあげました国の助成8,300円、合計1万3,200円を負担するという
形で予算計上いたしました。

資料3ページ目をご覧ください。

過年度のコロナワクチン接種の65歳以上の接種率を見ると、無料の際の値ではありますが、イン
フルエンザワクチンの接種率と大体近い値となっております。このため予算化においては、インフルエン
ザの予算積算と同じく、多少の余裕を持たせながら4,300名分で計算をいたしました。市委託料1万
3,200円掛ける4,300人分で、5,676万円で予算を計上しております。

長くなりましたが、以上が定期接種の費用になります。

続いて、資料を離れていただいて、もう一度補正予算の概要11ページ上段へお戻りください。

もう1件、過年度のコロナウイルスの臨時接種において生じた健康被害について給付金の予算を計上してお

ります。新たに国の認定が下りましたので、給付金4,450万5,000円を全額国費で支給いたします。認定内容につきましては、個別案件であるため詳細説明を差し控えさせていただければと思っております。

衛生費の説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

4款衛生費のうち予防接種事業について、ご質疑はございませんか。11ページの上段の部分です。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これもう一遍健康被害給付、これ国のほうから4,400万円というのは、中身についてもう一遍説明できますか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 個別のそれぞれの被害状況に応じて国のほうから認定が下りてまいります。その人のかかった医療費であったり、障害年金であったり、その人ごとの項目を積み重ねて積算しておりまして、個別案件ですので、中身はちょっと差し控えさせていただければと思いますが、認められた分について予算計上させていただきました。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ、どれくらい来て、どれくらいになったぐらいは言えるんじゃないの。それで出したから、国の査定が認められたということですね。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 本市からも、それほど上げている件数は多くはございませんけれども、10人未満でございますけれども、それが順次、認められてきた分から予算のほうに計上させていただいております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ認められたもんで負担金が下りたわけですから、結構1人当たりの金額というのは、すごく大きい金額になっていると見てもいいんですか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 項目によって、例えば金額が高いのは死亡事案であったり、かかっている病院代であったり入院代であったりと、その個別の状況によってきますので、一概に高い低いとは言えないかなと思っております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やはりこれかなり被害が出ておったと思います。ただ、そのうちの中でも認定されたのがこれだけということで、今後も認定される余地のある方はおられるという考えでよろしいの。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 本市から進達しておりまして、まだ結果の出てない方はいらっしゃいます。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 認められると、やはり次につながってくると思いますので、ここら辺うまいこと、本当に関連があるかないかというの、やはり国の作業が遅いと思いますので、ここら辺は十分、市民のために活躍してもらえればありがたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 関連はございますか。

戸上委員。

○戸上 健委員 接種費用1人1万3,200円かかるけれども、国の基金管理団体から入るのを含めて自己負担分は2,100円で済むと、こういう説明でした。一般財源は2,107万円投入します。これは、後ほどこの一般財源については、国のこの基金管理団体から返ってくる金額でしょうか。それとも市の一般財源から出しっぱなしのお金でしょうか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 国から入ってくるのは、この8,300円分だけになりますので、概要の11ページの上段にあるところのその他と書いてあるのが8,300円掛ける4,300人分で、その下の一般財源は市からの持ち出しになります。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 鳥羽市のように個人負担は2,100円で、一般財源から補填してカバーするという自治体はほかにあるのでしょうか。鳥羽市の独自のこういう施策なんのでしょうか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 先ほど高齢者のインフルエンザについてもお説明をさせていただきましたけれども、県内各市町、インフルエンザ、同じように助成していきまして、それに倣う自治体が恐らく県内でも多いのではないかと考えております。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、鳥羽市独自の善戦というか、一般財源を投入して個人負担を減らすと、高齢者のワクチン接種料を減らすということではなくて、他の市町も大体同様のことをするであろうという理解でよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 田畑副参事。

○田畑副参事 自己負担額は、多少市町によって異なると思いますけれども、どこも昨年度無料であったということからの落差を考えて、助成するところが多いのではないかと思います。

○戸上 健委員 了解です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○南川則之委員長 関連はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。5分間休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、4款衛生費のうち環境課所管分について担当課の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 環境課、上村です。よろしくお願いします。

それでは、概要は11ページの下段をお願いいたします。

中事業名、環境保全対策事業の補助金で360万4,000円の増額を計上しているものでございます。今年度当初予算で補助金173万9,000円をお認めいただいたところでございますが、県補助金を追加で認められたことから、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため個人向け太陽光発電設備等の設置補助金を補正するものでございます。

なお、財源といたしましては全額県補助金となっております。

以上です。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

4款衛生費のうち環境保全対策事業費についてご質疑はございませんか。11ページの下段です。

世古雅人委員、どうぞ。

○世古雅人委員 当初予算も計上していましたが、これ当初予算から、まだ事業としては募集とかはかけているんですか、どうですか。

○南川則之委員長 上村課長。

○上村環境課長 この7月の広報で市民に周知して、募集をかけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 募集をかけていない状態で補正をする。これは県の補助金が得られるということで、事業を拡大したいという考えでよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 上村課長。

○上村環境課長 事業が始まる前からこういうふうな、ちょっと追加があったということもありまして、当初予算では広く市民に貢献したいというところから、この追加の中で国が示しているような、前回、当初予算で考えていたところよりは厚くしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 そうすると、当初の補助内容と、内容は変わっているんですか。

○南川則之委員長 上村課長。

○上村環境課長 発電能力の1キロワット当たりの補助については、国が示しているような基準に基づいていきたいということで、当初予算よりは厚くなる予定です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 鳥羽市もこういう再生可能エネルギーに力を入れていくということで、それは、私はいいことやなと思うんですけども、やはり当初予算で説明した内容から変わった部分があるのであれば、やはりここではちゃんと、私の質問の前に説明が必要なのかなと思うんですけども、その辺は今後、このようなことがないようにお願いしたいと思います。

それと、当初予算のときにも私ちょっと質問的なことを言わせてもらいましたけれども、県の補助金が全てで、市の財源が含まれていないということですので、その範囲内で済めば、大いに県の補助金でやらうことが一番喜ばしいことですので、件数的に、もしオーバーした場合に、当初聞かせてもらったときは、オーバーしても市が投入することは考えていないということでしたけれども、その考えは変わらないですか。

○南川則之委員長 上村課長。

○上村環境課長 この事業自体が複数年で動いていくような計画でございますので、今のところ予算の範囲内で補助していくということにさせていただきますので、単費を投入していくというようなことは、ちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○南川則之委員長 世古雅人委員。

○世古雅人委員 私がとやかく言うことじゃないんですけれども、この大本というか、それによって非常に多い場合は、またそういった鳥羽市の取組姿勢も今後、考えていかなくはいけないと思いますので、またその辺は今後検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

(「関連」の声あり)

○南川則之委員長 関連で、尾崎委員。

○尾崎 幹委員 要はカーボンニュートラルですね。この太陽光設備等となっておるんやけれども、これ蓄電も入っておるわけやね。

○南川則之委員長 上村課長。

○上村環境課長 この等のところにつきましては、太陽光パネルと併せて一緒に設置していく蓄電池部分を含めて、等としております。ですので、蓄電池だけを今回入れるというのは対象としておりませんが、パネルと同時に設置する蓄電池は対象とさせていただきます。

以上です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連は。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ないようですので、続いて5款農林水産業費について、担当課の説明を求めます。

農林水産課長。

○吉川農林水産課長 農林水産課、吉川です。よろしくお願いいたします。

概要の12ページ、上段をお願いいたします。

漁港整備事業は327万8,000円の増額をお願いするものです。菅島漁港の突堤に設置しております鉄製のグレーチングが経年劣化などにより腐食や破損をしているためにステンレス製に改良工事を行うものです。

提出させていただいております農林水産課資料1のほうをご覧ください。

今回取り換えるグレーチングですが、赤の引き出し線の8基となります。右の写真は、そのグレーチングの一部となります。

次の資料のページをご覧くださいますと、左側に消波突堤の断面図があります。上下に細長い図となっております。左側が港の外側です。右側が港内となりまして、船を停泊させる側になります。構造としまして中が空洞になっており、港外から入ってきた波の力を逃すため、天間にグレーチングを設置しております。これなんです、令和4年度と5年度で8基ずつ既に取り換えておりますので、今年度の8基と合わせて24基となり、これで全ての改良工事が終わる予定です。

また、財源であります県補助金の補助金額の確定が今年度に入ってからとなりましたので、例年と同様、補正での計上となりましたことをご理解のほどよろしくお願いします。

また、補助率は2分の1となっております。

以上でございます。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

5款農林水産業費について、ご質疑はございませんか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ県補助しか出てへんのやけれども、離島振興法でもなかったかな。土台だけか。

○南川則之委員長 谷係長。

○谷係長 農林水産課水産係、谷です。よろしくお願いいたします。

補助金としては、県補助金のみです。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 離島振興を使うのは土台やったか。この堤防を全部変えるというのと、離島振興法が使えたと思うやけれども、この単品の部分的な改修に関しては、やはり県補助しかないの。水産庁に一遍、確かめたか。

○南川則之委員長 谷係長。

○谷係長 今回はグレーチングのところの材料の改良というところでありまして、施設の更新というところだけでいくと、県補助金が該当すると認識しております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 材料というものに関しては、もうこのあれしかないということやね。了解です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

○尾崎 幹委員 はい。

○南川則之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、続いて、7款土木費について担当課の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 それでは、概要は同ページの下段をお願いいたします。

中事業名、下水道事業会計繰出金で560万円の増額でございます。下水道事業につきましては、人事異動に伴う繰出金ということになっております。

なお、詳細につきましては後ほどの下水道事業会計で説明させていただきたく存じますので、よろしく願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

7款土木費についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、続いて、9款教育費について、債務負担行為を含め担当課の説明を求めます。

学校教育課長。

○小林学校教育課長 学校教育課長、小林です。よろしくお願いします。

9款教育費について説明いたします。

補正予算の概要、13ページ上段をご覧ください。

中事業名、学校安全総合支援事業につきまして、108万3,000円の補正をお願いするものです。南海トラフ地震による甚大な被害が危惧されている鳥羽市において、児童・生徒一人一人が自分自身の命を守る意識を高め、困難な課題に立ち向かうための知識や考え方、実践力を学びます。主な取組といたしましては、市内の教育関係者を対象に有識者による防災・減災のための講演会を実施するとともに、今年度推進校の答志小中学校において、地域の方々とのつながりを深める実践を行います。また、防災リーダー的役割を果たす教員を養成するため、震災遺構である宮城県石巻市の門脇小学校や大川小学校への訪問等、東日本大震災被災地を視察し、防災・減災教育を推進します。

主な経費といたしまして、報償費28万8,000円、費用弁償37万9,000円、消耗品費14万2,000円を計上しています。主な財源は、学校安全総合支援事業委託金108万3,000円です。

以上です。

○南川則之委員長 生涯学習課長。

○奥村生涯学習課長 生涯学習課、奥村です。よろしく願いいたします。

下段のパリ2024オリパラ推進事業をお願いいたします。

331万1,000円の増額をお願いするものです。本市出身の山田優選手がパリオリンピックに出場決定となりましたことから、奨励金の支給や応援する会への補助を通じた応援を行うための費用をお願いするものです。

主な経費のところですが、報償費は、先ほど申し上げましたご本人への奨励金で10万円、委託料は、1番街への懸垂幕の掲出に係る経費となります。その次の補助金ですが、こちらは、サブアリーナでパブリックビューイングを行うための応援する会への補助となっております。

資料を準備しておりますので、生涯学習課資料をお願いいたします。

まず最初に、あらかじめご了承いただきたいところなんですけれども、私ども何とかしてこのパブリックビューイングをやりたいなと思って粘っておるんですが、実施できるかどうか、結局放送がされるのか、それがいつ決定があるのか次第というふうになっておりますので、その状況がそろいまして、きちんと市民に周知できるという状況であれば執行させていただきまして、もし放送事業者が動いてこなければ実施できない可能性

もあるという点で、何とぞご了承いただきたいと思います。

資料のほうにいけますけれども、まず1点目、出場予定ですが、個人戦、7月28日日曜日で1回戦、17時からです。とんとん行って、決勝戦まで行くと5時15分となります。団体戦、8月2日金曜日、8チームしか出ておりませんので準々決勝から始まりまして、21時から始まりまして、決勝が3時30分となっております。

次の放送予定ですが、山田選手出場試合の放送予定がまだ未定となっております。前回、金メダルを取ったにもかかわらず放送予定がまだ確定していないというところで、NHKは、主な放送予定には入っていないんですが、随時変更する可能性がある。急に直前で変更されても多分実施できないとは思っております。民放は、今のところ放送予定に入っておりません。そこに括弧書きでTVerというのを書かせてもらったんですが、民放の連合体で、ふだんはウェブ上でテレビの見逃し配信をするサービスなんですが、オリンピックでは多様な競技をライブ配信すると公表しております。ここも確認を続けておったんですが、直近の確認状況として、TVerを用いてパブリックビューイングすることを許可しないという旨回答がありましたので、ちょっとなかなか厳しくなってきたというふうな状況です。

続いて、もしやれるとするとということですが、3番目、パブリックビューイング会場はサブアリーナで、4番目、ガイドラインがありまして、ポツの2つ目ですが、試合のみを放送して、CMやスタジオ中継の映像をリアルタイムでカットしなければいけないという非常に厳しい制約がございます。ということで、5の補助の内訳ですが、補助金ちょっと大きい額になっておりますのがそういうところございまして、委託料、延べ4日間の映像音響操作スタッフ派遣、機材レンタル、事前ロケハン等となっております。また、民放でパブリックビューイングがされる場合はライセンス料の支払い、それから会場の使用料の支払い、それから来場者への応援グッズの提供等を考えております。

このような形で進めていきたいと思います。予算のほうはぜひお認めいただきまして、執行で調整をしていきたいと考えております。

続いて、14ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございます。運動施設管理運営事業としまして、市運動施設の令和7年度から11年度の5年間の指定管理者の選定を公募で進めていくに当たりまして、そちら期間にございますが、令和6年度から今年度のゼロ債務を含む11年度までの限度額2億1,545万6,000円をお願いするものでございます。

債務負担でございますので、資料は簡潔にまとめておりますが、先ほどの資料の下の部分をご覧ください。

まず1点目、期間の変更です。現在は令和4年度から6年度までの3か年でやっておりますのを、5か年とさせていただきたいと思っております。コロナ禍で利用者が減少したり、令和2年度にサブアリーナが供用開始、令和3年度、メインアリーナ空調の導入等から一定期間たちましたので、もう安定をしてきておりますので5年間でさせていただきたいと思っております。

2点目は、限度額の増額です。現行の3か年の債務負担行為を単年度で割り返しますと3,600万円ぐらいなんですが、これが今回、債務負担の補正をさせていただくのが年間4,300万円ぐらいとなります。増額となっております理由ですが、そちらに書いてございますが、近年の燃油の高騰に伴いまして、支出額が現在も実績ベースで相当上がっております。光熱水費の増額をしたこと、これが一番大きな要因です。また、指

定管理者のほうで行う修繕についても、物件や人件費高騰等のあおりを受け、上昇しております。ということで、積算において一定額の加算をいたしました。

それから2つ目のボツなんですけど、利用者からの要望への対応としまして、今年度、建設課のほうで改修をします野球場なんですけど、せっかく直しても、その後、手をかけてメンテナンスを続けないと、すぐにグラウンド状態が悪くなってしまいますので、年1回のメンテナンス費用を積算で上げさせていただいた。それから、イベントや大会の開催で各施設、早めに開けてもらいたいというときの時間外手当の追加など、市民サービスの向上を含めて積算をし直した結果によるものでございます。

生涯学習課の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

9款教育費について、債務負担行為も含めてご質疑はございませんか。13ページから14ページです。

尾崎委員。ページ数を言ってください。

○尾崎 幹委員 13ページの上段、これ今回僕、一般質問をさせてもらった中でも、通学路なんかは全部学校長に任せていると、そういう答弁をいただいています。その中身を、やはり学校教育課として把握しておるのか、していないからそういう話になったと思うんですね。学校に任せていますという、ここをやはりちゃんとしっかりした中でこういう事業をしてもらおうと、より一層その事業をするためには何が必要かという、やはり空き家対策ですよ。建設課、それと総務課の防災、やはり補助幹線道路もあやふやな状態ですよ。ここを通学路になっておる部分はたくさんありますから、そこをやはりちゃんと、いいところ、悪いところをしっかりと出した上でこういう事業をもらおうと、より一層子供にも、また関係者にも、やはり南海トラフが起こったらこうだと、ここは危ないんだと、そういう丸、ペケぐらいは、やはり学校教育課として持っておってもらわないかと思っています。そこら辺どうですか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 この防災・減災教育の事業では、タウンウォッチング等をして、地域の危険箇所をマップに示して、学校で貼っておりますので、そちらのほうで学校教育課としても把握していきたいと考えております。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そこですよ、自分の学校でやるいいところ、悪いところ、それと現に建設課が持っておる空き家の危険度、それと、やはり総務課の防災が示しておる。それをやはり照らし合わせてもらった中で防災・減災教育というものをさせていただきたいと思っていますけれども、そういうところまで入った、ただこの中では防災リーダーの役割を果たす教員の養成と書いてあるけれども、東日本は東日本ですよ。うちはうちらでやはり考えていかないかん部分が減災になると思いますので、ここをしっかりと関係課と協議した中で、やはりちゃんとしていくべきやと思っていますので。危険なところがあまりにも多過ぎるもんで言うおただけで、それはもう把握してもらえれば。特に子供たちを含めたタウンウォッチングをしていただくということは、もう本当にそれを反対に、出た部分をまた建設の空き家係に持っていくとか、防災係にそれをちゃんと示していくとかをもらおうと、より一層安全・安心な、言わば鳥羽の土台が作り上げられると思いますので、そこまでいってもらえればありがたいと思いますので、そこら辺どうですか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 防災・減災の教育の枠にとらわれずに、今委員のおっしゃられたように、もっと広域に目を広げて考えていきたいと考えております。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もう課長に期待しておきます。よろしくお願いします。

○南川則之委員長 ほかに関連。

教育長。

○小竹教育長 先ほどの関連で少しお答えさせていただいてもよろしいですか。

○南川則之委員長 どうぞ。

○小竹教育長 すみません、付け加えて申し上げたいと思うんですけれども、この交通安全総合支援事業というのは県の100%充てでございますが、基本的にはソフト面の事業ということでご理解いただきたいと思います。

尾崎委員おっしゃるのはハード事業面が主なことかなと思いますが、これにつきましては交通安全プログラムによりまして、この前もお答えさせていただきました建設課等とハード面のものは、しっかり協議しながら進めていきたい。この事業は、とにかくソフト面、人材育成ということに特化して使わせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○南川則之委員長 尾崎委員、どうぞ。

○尾崎 幹委員 やはりハード面が確立されていないわけですよ、鳥羽は。しっかりと安全・安心になっているかといったら、もう空き家だらけで、そういうものを含めた中でのハードとソフトの整合性をやはりつくっていただきたいと思いますので。もちろんソフトですよね、子供たちがタウンウォッチングするということは。そこで出てきたものは、総合的に次の安全・安心につなげていただくことを目的にしてもらな、県の事業やで、これだけしたらええというんじゃないしに、やった限りは、やはり整合性のあるものにもっていただきたいというお願い、それを課長に期待していますと申し入れやったと思うんやけど、そこら辺、お願いしておきます。

○南川則之委員長 木下委員、どうぞ。

○木下順一委員 関連でお願いします。

今年はこの対象校というのは、どこになっておるんですか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 今年度は、答志小・中学校となっております。

以上です。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 もうこれ何年も前から三重大の川口先生にやっていたいているプログラムだと思います。一つ気になっておるのは、今年は答志小・中なんですけれども、小学校から中学校にかけての9年間の中で、一度もこの防災教育を受ける機会がなくて卒業されていくというような児童・生徒さんというのはないのかなと

というのが一つ疑問に思っておるところで、そのあたりはどうですか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 この事業を始めて、もう結構長くなります。中学校区でやっておりますので、今、4中学校区しかありませんので、もう5年に1回は必ず回ってきますので、義務教育9か年の中では、必ず一度や二度は、子供たちも経験しております。

以上です。

○南川則之委員長 木下委員。

○木下順一委員 最後にしますけれども、今度先生のほうも去年から被災地のほうへ研修に行かれておるので、その辺、先生のほうからまた補完していただいて、より防災教育が充実するようにお願いをしておきます。

以上です。

○南川則之委員長 関連で。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、今、尾崎委員と木下委員からも話がありましたけれども、今回、学校安全総合支援事業の狙いとしては、児童・生徒一人一人が自分自身の身を守る意識を高めるという非常に大きなテーマがあって、困難や課題に立ち向かう知識や実践力を学びますというところが大前提にあると思うんです。防災においては、意識を高める防災教育と教育のところが非常に大きなウェートを占めてくるかと思うんですけれども、今回、教育関係者を対象に講演会を実施するとあるんですけれども、この内容というのは、今までと大きく変わるのでしょうか、どうなんでしょうか。まず教えていただきます。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 この講演会の内容につきましては、実際に宮城県に行った教職員が、そこで見て感じたことをパワポ資料等々で説明してもらうとともに、奈良教育大学の及川先生を有識者として招くことを考えておりますが、その先生も10年以上、鳥羽市の現状を見てきてもらっていますので、その鳥羽市の現状と今の鳥羽市の防災・減災教育の課題点を洗い出してもらって、さらによい方向に進んでいくというような講演会の内容となっております。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今、東日本のほうの話が出ましたが、視察を行うというのは、今回も東日本へ行かれるということなんでしょうか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 今年度も大川小学校と門脇小学校の震災遺構を視察する予定です。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今年度、能登半島地震も受けたと思うんですけれども、防災教育に至るまで、まだ今被災地が大変な状況で、多分視察が今行って、落とし込めるような状況ではないという判断で、多分大川小学校のほうへ行かれるんだと思うんですけれども、その教員を派遣して、実際落とし込んで教育をすると思うんですけれども、今後、能登のほうへ今年度行くという予定は、この中に入っていないということなんでしょうか。

○南川則之委員長 小林課長。

○小林学校教育課長 今回の事業の中には、能登のほうは入っておりません。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 子供たちに話をするときにも多分興味を引かれる内容だと思いますので、そういうことも含めて、今後、教育の在り方、子供たちに災害が起こったときにどのような現状で、どういうふうに分身の身を守るのかということとはすごく大事なことです。しっかりとその辺のところを教育するために、教育関係者にしっかりと学んでいただきたいなと思います。

以上です。

○南川則之委員長 学校安全総合支援事業というところで関連はありますか。

(「最後に関連です」の声あり)

○南川則之委員長 はい、どうぞ。

○世古雅人委員 今回の事業、直接予算には関係ないんですけども、先ほどから尾崎委員が言われているように、私も感じている部分を最後にだけ言わせていただきたい。

これはお願いというか、だったらいいなという提案なんですけれども、最近、海拔表示のシールが剥げてしまっているところが非常に多く、専門的な防災の方が市内に見えても、そういう海拔表示をと言われた過去も、昨今でもされています。その中で、私は学校教育の生徒を防災担当と一緒にその海拔表示を貼ることによって、かなり子供たちの意識も上がる。そして鳥羽市にそういう海拔表示のシールがどんどんまた再度剥けている部分が増える、そういう取組はやっていただきたいというのは、これは要望としてお願いします。答弁等はありません。

○南川則之委員長 ほかに関連は。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 よろしいですか。なければ、ほかのところでも結構です。

山本哲也委員、どうぞ。

○山本哲也委員 オリパラ推進事業なんですけれども、すみません、いろいろ不確定の中やっていたということであれなんですけれども、心配することが何点かございまして、まず会場の選定が一つ、サブアリーナというところで、結構収容人数も多いところで、個人戦に限っては夕方からスタートで、決勝まで12時間かかると。そのうちというところなので、朝の5時までかかるんですね。しかも日曜日と、次の日は皆さん仕事がある方がほとんどであろうというところで、決勝戦まで仮に残ったとしても朝の5時。その段階で、どれぐらいの方がサブアリーナに残っていただいているんだろうかというのがまず一つ。次の団体戦は金曜日なので、次の日は土曜日ということで多少は出やすくなっているかなとは思いますが、これも決勝まで残っても3時30分、一番皆さん寝ている時間じゃないかなというところで決勝戦が行われると。こういう時間帯にパブリックビューイングを結構大きな会場を使用してされるというところで、会場選定、ほかに候補はなかったのかというのがまず一つと、それと、これ補助金として応援する会かなんかのところを向いてする感じかなと思うんですけども、補助率がどんなものなのかというところを教えてください。

○南川則之委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 会場については、人数がちょっと読めないという部分もありまして、少し大きいんですけ

れどもサブアリーナで進めさせていただいて、ほかは今のところまだ考えていない状況です。

補助率は、こちらは10分の10なんですけれども、一部、協賛金を収入源としまして運営していく予定です。

以上です。

○南川則之委員長 山本哲也委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

ほか、じゃどこがあるのかという話にもなってくるのかなとは思いますが、会場を埋めたいと、やっている側からすると、少しでも多くの方に来てもらいたい。そこで懸念されるのが動員がかかるとか、そういうところで、頼むで、ここ来てくれとかというところで、日曜日、個人戦とかで朝の5時まで引っ張るとか、決勝戦も金曜日の3時半までということで、無理な動員とか、そういうものが発生しちゃわないかなとか、いろいろ考えてしまうわけです。なので、なるべく自然と集まってくれるのが理想なのかなとは思いますが、なかなか状況的にも、私としてはオーバーキャパで、とても会場が大き過ぎるところにぼつぼつと関係者ですとか、そういった方とになってしまうんじゃないかというところがあるので、これだけの約300万円ですよね、かけてやることについて、どんといきましようというところがなかなか言いにくいところがあるので、その辺、応援するなと言うわけじゃないですよ。応援したいなと思うわけなんですけれども、何かもうちょっと放送も未定ですけれども、何か上手にできないのかなというのがちょっとありまして質問させてもらいましたけれども。すみません。

○南川則之委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 先ほどちょっとほかにもあまり考えていなかったという話をさせていただいたんですけれども、すみません、訂正させてください。西庁舎の大会議室とか中会議室というのも考えたんですが、今度は車を止めるところがまたちょっと難しくなってくるのと、そこに人を割くところまでいかないですし、その駐車場のことを考えるとサブアリーナかなというようにところを考えていたというのが、すみません、記憶で戻ってきました。

あとは無理な動員とか、もちろんこういう時間帯にはするつもりはございません。

○南川則之委員長 山本哲也委員、よろしいですか。

どうぞ。

○山本哲也委員 考え得る候補としたら、間違いなくその2点、二つになってくるのかなと、市のほうでやるということならば。大会議室分であれば、車の駐車場も多分皆さんもう、パブリックビューイングなので、じゃ行こうかということで、声をかけ合わせながら来ていただけたりとすとか、ある程度興味のある方ですとかという方の中から来ていただけるのであれば、乗り合いで来ていただいたり、この周りで何とかおさまり切るんじゃないか、そんな200人も300人もという、はなから想定しておたらあかんかもしれないですけども、いろいろ想定のあるかなと思うので、いろいろな方法をちょっとでも効率的にいろいろな方に楽しんでいただけるような方法をちょっと模索しながらでもいいので、やっていただけたらという思いでございます。

以上です。

○南川則之委員長 関連はございますか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 なければ、ほかでもよろしいですけども。

濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 15ページの債務負担行為について、すみません。今回、丁寧に限度額の増額の理由を書き
いただいております。その中で、この経費追加で野球場定期メンテナンスがあります。これせっかく野球場に
他県からいろいろ来ていただいた方、夏休みのときに草が生えていて何ともならんとかといろいろあったと思
うんですけども、これ年に一回メンテナンスをされると答えましたけれども、どんなメンテナンスでしょう
か。

○南川則之委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 今年、建設課のほうで、内野外野の段差を直したりというようなところまでしっかりやる
予定をしております。そこで雨風で、かなり土が飛んでしまうということと、あと雨の水路が内野のほうに
できてしまうというのが毎年繰り返されています。そういったことをきちんと、現状を維持できるようなメン
テナンスを考えているところです。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 グラウンドのしっかりとしたメンテナンスを年に一回やっていただくということ、ありがとう
ございます。

それと指定管理者の時間前の対応というのはよくあって、準備をされる方が早朝とか、早くから準備される
と思うんですけども、コロナも明けて、会場を使う頻度がだんだん増えてきたと思うんです。これ今回、
3年から5年になったんですけども、5年間の見通しとして、これの経費対応というのは十分それも見通し
を立てて入っているということでよろしいでしょうか。

○南川則之委員長 奥村課長。

○奥村生涯学習課長 直近で指定管理者に確認したところ、コロナのときはそこまではなかったんですけども、
令和5年度、100件ぐらいそういう対応が出てきているということで、かなり対応はしてきていただい
ておるんですが、そこの積算をちょっとさせていただいている。また、これから債務負担の中で増減がき
つと出てきますので、予算のときにもう一回詰めさせていただこうと思っています。

○南川則之委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今回、債務負担ということですので、しっかりとその辺のところ、単年度予算化される
とき、しっかりと対応していただきたいと思います。

以上です。

○南川則之委員長 ほかによろしいですか。

世古雅人委員、どうぞ。

○世古雅人委員 私もちっとその野球場のことで、これは今までがそんなに手をかけずに、野球場の状態が非
常に悪いということを聞かせてもらって、私もたくさんそういう声を聞かせてもらった中で、今年だけの対応
ではなく、毎年そういう管理をしっかりやっていくという、そこに目を向けてくれた奥村課長はじめ、その担

当の職員によくやってくれたなという、お礼というかそう褒めたいと思います。

○南川則之委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、あと特別会計、企業会計の補正予算の審査並びに採決については午後1時から始めますので、よろしくお願いいたします。

(午後 0時08分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計及び企業会計補正予算の審査に移ります。

議案第2号、令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 市民課、中井です。改めまして、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の23ページをお願いいたします。

議案第2号、令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ290万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億5,290万円とするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

そのまま補正予算書の28ページ、29ページをご覧ください。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、290万円を計上しております。これは、後ほど説明いたします国保システムの改修委託料の財源として、一般会計から職員給与費等繰入金に計上するものでございます。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出です。補正予算等の概要、これの15ページをご覧ください。

中事業、総務給与等管理経費におきまして、予算額290万円を計上しております。法改正に伴う健康保険証とマイナンバーカードの一体化などに対応するため、国保システムの改修に係る費用を計上しております。主な経費は、電算委託料で290万円、主な財源につきましては、一般会計繰入金を充当しております。

国庫補助等につきましては、ついてくる方向で話は出ておりますが、まだ詳細は示されておりませんので、後日、交付決定等がありましたら財源更正いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点、お伺いします。

マイナンバーカードの取得は法で任意ということになっております。僕もそうですけれども、個人に国家が背番号みたいな番号をつけるのは真っ平御免だという市民も少なくありません。この健康保険証とマイナンバーカードの一体化ですけれども、国のほうは一体化して、この12月2日で紙の健康保険証を廃止すると言っております。私の周りでも、自分はマイナンバーカードを取得していないけれども、保険証ももうもらえないのかなと、病院にかかれなかと、そういう心配の声があります。心配要りませんね。

○南川則之委員長 横田課長補佐。

○横田課長補佐 市民課、横田です。よろしくお願いします。

マイナンバーカードと保険証の一体化の件につきまして、マイナンバーカードをお持ちでない方のご不安等のお話かと思えますけれども、そういった方につきましては、12月2日以降、資格確認書というものを活用いただくというような形となっております。

そこでちょっと追記で細かい説明のほうをさせていただくんですが、今回8月の一斉更新のところににつきまして、保険証は一旦1年間有効期限のものをお送りさせていただきます。その後、12月2日以降、今、戸上委員のほうからおっしゃられたとおり、もう現行の保険証のほうは交付することはございませんけれども、12月2日以降、例えば送らせていただいたものをなくされたとか、そういったときに再交付という形になりますと、先ほどお話しさせていただいたマイナンバーカードをお持ちでない方は資格確認書、そういったものを申請いただいて発行して、それを医療機関等でご活用いただくというような形となっております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 よく分かる説明でした。

その資格確認書、これはマイナンバーカードを取得していない鳥羽市民に対して、課のほうから直送されますか。

○南川則之委員長 横田課長補佐。

○横田課長補佐 先ほども言いましたけれども、この8月以降、一斉更新、来年の7月末まで有効期限のものを一旦8月までにお送りさせていただきます。それで、それ以降、12月2日以降に、もしなくされたという形であれば、それはお手数ですけれども申請をいただいて、資格確認書等を再発行する形になります。ただ8月にお送りした保険証の有効期限が1年になっていますので、当面の間は職権でも資格確認書を交付できるというような形となっておりますので、来年の保険証の一斉更新のときには送らせていただくような形になると、現時点では想定しております。

以上です。

○南川則之委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 よく分かりました。了解です。

○南川則之委員長 よろしいですか。

ほかに関連、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、次に、議案第3号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課の説明を求めます。別冊の資料になります。

水道課長、どうぞ。

○寺本水道課長 水道課長の寺本です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第3号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正といたしまして、支出において、第1款水道事業費用、第1項営業費用で294万9,000円を減額補正することで、補正後予算額を10億8,635万1,000円としております。

次に、第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を511万6,000円減額補正し、補正後の額を8,291万5,000円としております。

補正予算の詳細については、予算書9ページの令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書及び提出いたしました概要資料の1ページから2ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出では、款1水道事業費用、項1営業費用、目4業務費でシステム等保守委託料216万7,000円の増額を計上しております。これは、令和6年度より下水道事業が公営企業会計に移行したことに伴い、将来的に上水道と下水道を一体的に料金徴収することを目指していることから、前段階として、帳票の様式を変更するためのシステム改修費用でございます。

続きまして、目5総係費では、人事異動に伴う人件費の補正として511万6,000円の減額を計上しております。

なお、予算書4ページに補正予算の内容を反映させたキャッシュ・フロー計算書を、5ページから6ページに給与費明細書を、7ページから8ページに財政状態を示す予定貸借対照表を掲載させていただいておりますので、ご覧おきください。

以上、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、次に、議案第4号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課の説明を求めます。

水道課長。

○寺本水道課長 それでは、議案第4号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の補正といたしまして、収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益

で560万円の増額補正を行い、補正後予算額を1億5,781万円とするほか、支出においても、第1款下水道事業費用、第1項営業費用で同額の560万円を増額することで、補正後予算額を1億5,809万円としております。

次に、第3条特例的収入及び支出の補正として、地方公営企業法の適用前に発生した未収金及び未払い金の額を当初予算時に見込み額で設定していたことから、実績額の確定により改めることとしております。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を増額するほか、第5条、他会計からの補助金の補正で、一般会計から補助を受ける金額についても増額補正しております。

補正予算の詳細については、予算書11ページの令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書及び提出いたしました概要資料の1ページから2ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入では、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金で560万円の増額補正を行っております。これは、新たな業務の実施及び人事異動に伴うものとなります。

次に、支出では、款1下水道事業費用、項1営業費用、目5業務費で、下水道事業の公営企業会計移行に伴い、将来的に上水道と下水道を一体的に料金徴収することを目指していることから、前段階として、帳票の様式を変更するための納付書印刷費用など32万7,000円の増額を、目6総係費では、人事異動に伴う人件費の補正として52万7,300円の増額を計上しております。

なお、水道事業と同様に予算書4ページに補正予算の内容を反映させたキャッシュ・フロー計算書を、5ページから6ページに給与費明細書を、7ページから8ページに財政状態を表す予定貸借対照表を掲載させていただいております。また、9ページから10ページの予定開始貸借対照表については、当初予算時に見込み額で設定していたことから、実績額に改めておりますので、ご覧おきください。

以上、令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○南川則之委員長 担当課の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○南川則之委員長 ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○南川則之委員長 ないようですので、採決に入る前に説明員交代のため暫時休憩をいたします。交代時間がかかりますので、10分間休憩いたします。

（午後 1時14分 休憩）

（午後 1時19分 再開）

○南川則之委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第1号、令和6年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第2号を採決します。

お諮りします。

議案第2号、令和6年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第3号を採決します。

お諮りします。

議案第3号、令和6年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定しました。

続いて、議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号、令和6年度鳥羽市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○南川則之委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告についてはご一任をお願いします。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。

（午後 1時21分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年6月18日

予算決算常任委員長 南 川 則 之